

# 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 《所得税・法人税》

1. 特例の対象者  
青色申告を行っている漁業者

2. 特例の内容

漁業者が取得価額40万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の全額を必要経費算入できます。ただし、特例の対象となる必要経費算入額の上限は年間300万円までとなります。

なお、対象資産から、取得価額10万円未満の減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものは除く。)用のものが除外されます。

取得価額	償却方法		
	法定償却(定額法・定率法)	3年間一括償却(1/3償却)	全額必要経費算入(即時償却)
40万円以上	○	×	×
20万円以上40万円未満	○	×	○ (青色申告が要件) (合計で300万円まで)
10万円以上20万円未満	○	○	
10万円未満	— (法人は○)	×	○

担当部署 農林水産省水産庁水産経営課税制班  
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)6594  
(直通)03-3502-8426